

総合評価落札方式入札参加者の皆様へ

(造林事業及び素材生産事業)

技術提案書作成上の留意事項について

※間違いや勘違いしやすい箇所について記載しました

関東森林管理局では、造林事業及び素材生産事業の一般競争入札（総合評価落札方式）において、令和4年4月1日以降に契約を締結する業務から、技術提案書の書式変更、評価項目・評価基準を一部改正しましたのでお知らせします。

1 技術提案書の書式の変更について

令和3年4月1日には書面・押印見直し等に伴い技術提案書の書式中の「印」の箇所を削除、令和3年9月1日には、「複数年度にわたる事業」の項目を追加、令和4年2月15日には、令和4年4月1日以降に契約を締結するものから適用される「企業の賃上げ」の項目を追加した様式に変更しました。

書式については、下記アドレスから「令和4年4月1日以降に契約を締結するもの」をダウンロードし使用して下さい。

※ 福島県につきましては、「福島県以外版」を使用しないようご注意ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>

※ 競争参加資格申請書の様式も変更しております。

また「作業安全に係るクロスコンプライアンスの導入」に伴いチェックリストの追加をしております。

最新の様式を下記アドレスからダウンロードして下さい。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>

2 技術提案書作成上の留意点

(1) 技術提案書の提出書類について

ア 旧様式を使用し必要な事項が確認できない場合は、その項目が評価できず最低点となります。

イ 技術提案書において定められた各様式が提出されない場合は、各資料が添付されていても、それに該当する項目は最低点となります。

ウ 提出された技術提案書様式の印字や、添付書類（写）の文字等が不鮮明で解読が出来ない場合は、その項目は最低点となりますのでご注意ください。

(2) 「提出書類一覧」について

様式 2～5 の添付資料について、内容に異同がない場合に限り、当該年度（入札公告日の属する年度）において初参加の入札へ提出した当該資料をもって提出を省略することができます。ただし、同一森林管理署等の発注物件へ申請を行う場合に限定し、入札参加資格無の通知を受けた物件へ提出した資料は対象外とし、資料が確認できない場合は最低点となります。

提出を省略する場合は、提出書類一覧の様式に「省略」を選択の上、当該資料を提出した入札の情報（署等名、入札日・事業名）を必ず記載して下さい。

また、価格競争の競争参加資格申請書だけに添付したものは省略できません。技術提案書に添付した資料のみ省略となります。

※ 添付資料の省略であり、「様式の省略ではありませんのでご注意願います。

(3) その他の事業実績（様式 3）について

ア 「事業成績評定点」欄には平均点を記載するとともに、必ず別紙様式 3（過去 2 年度間の事業成績評定点一覧表）を添付して下さい。競争参加資格確認申請書に添付する様式（別紙様式 3）と同じものですが、総合評価落札方式の入札に参加する場合は、技術提案書にその写しを必ず添付して下さい。

同様式（別紙様式 3）の添付が無い場合、若しくは、全ての事業成績評定通知書の写しの添付が無い場合は、いずれも同項目は最低点となります。

（次回の入札以降、添付を省略する場合は、提出書類一覧に記載して下さい。）

※ 「事業成績評定点」欄へは、同種の事業の成績を記載してください

イ 「事業に関する表彰実績」については、国又は都道府県から表彰されたものに限ります。

(4) 配置予定技術者（現場代理人）の資格・経験（様式 4）について

技術士、林業技士、森林情報士、木材接着士、木材乾燥士、木材保存士、森林インストラクター、樹木医、架線作業主任者、林業作業士、現場管理責任者、統括現場管理責任者、森林施業プランナー、都道府県の技術資格等の資格・免許を有している場合は、必ず登録証の写し等を添付するとともに、経験年数を確認できる書類も添付して下さい。添付がない場合は、加点対象になりませんので留意願います。

(5) 地域への貢献等（様式 6）について

ア 「東日本大震災の被災地での復旧・復興活動の実績」の項目（福島県、宮城県、岩手県に適用）については、対象期間は過去 2 年間としていますので留意願います。

※ 過去 3 年以上前の実績は、該当しませんのでご注意願います

イ 「有害鳥獣捕獲に関する協力の実績」の項目は、有害鳥獣捕獲に関する活動実施した場合は、従事者証・認定証等の写し又協力要請文や活動概要がわかる報告書等の写しを添付して下さい。

なお、鳥獣の保護を目的とする「鳥獣保護管理員」（旧鳥獣保護員）等の活動は、加点対象になりませんので留意願います。

ウ 「地域の民有林管理への貢献の取組」の項目の森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定等への取組については、下記の書類を添付して下さい。

- ① 森林経営管理法第 36 条要件に適合する者として当該都道府県から経営管理実施権の設定事業者の認定を受けている場合は、認定書（写）又は県のホームページに公表されている名簿の写を添付して下さい。
- ② 林経営管理法第 37 条第 2 項に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合は、「実施権配分計画」の写を添付して下さい。
- ③ 「育成を図る林業経営体」（H30. 2. 6 林野庁長官通知）に基づき、当該都道府県から育成経営体として選定されている場合は、選定通知書の写し又は「育成を図る林業経営体」として県のホームページに公表されている箇所の写を添付して下さい。

エ 前年度に民有林における森林整備事業（造林事業・間伐等）を請け負った実績がある場合は、契約書・注文書等を添付して下さい。立木販売のみの契約や添付書類がない場合は、加点対象になりませんので留意願います。

※ 実際に請け負ったことを証明できる資料の添付をお願いします

オ 「働き方改革の取組」の項目は、それぞれの取組を行っている場合は、取り組んでいる内容を証明できる資料を添付して下さい。添付がない場合は、加点対象になりませんので留意願います。

カ 「ワークライフバランス等の推進状況」については、認定等を受けている項目について「○印」して下さい。

※ 一般事業主行動計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づくものに限ります。また、計画期間が満了している場合は対象外となります。（都道府県労働局の受領印が付いた届出書の写しを添付して下さい。）

キ 「賃上げの実施を表明した企業等」については、賃上げを表明する企業は、「従業員への賃金上げ計画の表明書」を添付する。大企業と中小企業では表明書の記載内容が異なりますので注意してください。

また、提出した表明書により加点した場合は、決められた率の賃上げを確認するため、表明期間終了後に決算書類等を提出していただきます。

未提出又は賃上げが未達成の場合は、財務省から未実行の通知があり、加点よりも多い減点措置を1年間行うこととなります。

(6) 作業員の地元雇用（様式7）について

ア 地元雇用の居住地欄には、市町村名を記載して下さい。現場従事者（作業員）のうち、発注森林管理署管内に居住している者には、適否欄に「適」を記入して下さい。

イ 賃金制度欄には、直接雇用で、常用雇用者について、賃金の支払方法（日給、日給月給、月給別）を記載する。なお、記載する対象者は常用雇用者のみとし、臨時雇用者・下請けの雇用者は除きます。適否欄には、月給制の場合のみ「適」を記入して下さい。

(7) 事業計画（様式8）について

ア 事業計画において、工期オーバーの計画がある場合、作業種や数量に誤りがある場合は最低点となります。

イ 事業期間が複数年度にわたる場合は、必ず各年度ごとに作成してください。
作成されてないなど、不備がある場合は評価の対象となりません。

※ 様式8の添付漏れにご注意願います

(8) 実施上の課題に係わる技術的所見（様式9）について

ア 生産と造林の一貫作業

「造林経費の削減の取組」、「造林作業の省力・省略化の取組」、「確実な更新と保育経費の削減の取組」については、必ず記載して下さい。記載がない場合は、加点対象になりませんので留意願います。

※ 一貫作業以外の場合は記載不要です。

イ 生産と造林の複数年度にわたる事業

「作業システム等の取組」、「森林作業道の計画・施行及び保全管理編への配慮」、「複数年契約（一貫作業）における苗木の計画的な植栽」については、入札公告で該当事業内容ごとに指定している「様式9」の該当項目に必ず記載して下さい。記載がない場合は、加点対象になりませんので留意願います。

※ 複数年度にわたる事業以外の場合は記載不要です。

ウ 発注者が指定した課題に対する工夫・提案

発注者が「入札説明書」に指定した課題について提案して下さい。記載がないもの、課題と整合がとれていない場合は評価の対象となりません。

※ 様式9の添付漏れにご注意願います

(9) 技術提案書の様式について

様式は、福島県以外（A～D）と福島県（E～H）で8種類あります。

必ず入札公告で示した様式を使用してください。

(10) 技術提案書作成要領中に掲げた期間の定義について

ア 入札説明書中に掲げた「過去〇〇年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた〇〇年前の4月1日から入札公告に掲げる受付期限までです。

イ 「過去△年度間」とは、前年度3月31日以前の△年間を言っており、当年度分（入札公告日の属する年度）は対象外となります。

※ 期間外で評価されない申請が多くなっているにご注意願います

※ 年度末及び年度始めの案件にご注意願います